

被災地派遣レポート＜第130回＞

下水道局（東京都下水道サービス（株）派遣） 古田 守さん

1 派遣当初の現地及び派遣先部署の状況

私の派遣先である復興局産業再生課では、東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けた岩手県の産業について、生産基盤等の早期復旧や新規立地による被災地域の地域経済の再生への取組みとともに、被災事業所復興状況調査から明らかとなった事業者の「売上・利益率の低下」「取引先の減少」「雇用の減少」等の現状を踏まえ、被災地において復旧・復興が進むにつれて刻々と変化する産業面の課題に対して迅速かつ的確に対応していくことが求められていた。

2 業務概要

復興局は東日本大震災津波からの地域の「再生・復興」に向け、まちづくり、産業再生、被災者生活再建等、部局横断的課題に一元化して取り組み、国、他の被災県及び沿岸市町村との円滑な調整を図ることを目的としている。

局の構成は副知事を局長とし、副局長、技監、各課総括課長を含む60名程度の人員を抱え、「総務企画課」、「生活再建課」、「まちづくり再生課」、「産業再生課」の4つの課において業務を行っている。

産業再生課では『なりわいの再生』に係る復興局の主管課として、東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けた産業復興を着実に推進するため関係部局の調整、業務支援や復興特区制度の活用などに取り組み『新たな三陸地域創造のためのなりわいの再生』の実現を目指している。

課内の主な業務は以下のとおりである。

- (1) 『さんりく産業振興プロジェクト』の推進
- (2) 起業支援の充実・強化による就業促進
- (3) 復興特区制度を活用した産業の再生
- (4) 被災事業所復興状況調査の継続実施

課内業務の中で、「(3) 復興特区制度を活用した産業の再生」に係る「復興特区(産業再生)の事業者指定・認定に関すること」が私の事務分担であった。

岩手県では産業の集積等による雇用機会の確保・創出を図るとともに、地域の特性を活かした産業を振興することにより、被災地域の経済の活性化を図ることを目的として、「東日本大震災復興特別区域法」(復興特区法)に基づく「岩手県産業再生復興推進計画」を策定し、平成24年3月30日付けで国の認定を受けている。

当計画においては沿岸地域の産業と内陸地域の産業との取引関係の更なる拡大により、沿岸地域の製造業や水産加工業などの産業が再生・発展することを目指し、雇用等に甚大な被害を受けた沿岸地域に加えて、内陸地域も含む県内全市町村に復興産業集積区域を設定しており、特例として、被災地の雇用創出の促進に寄与する税制特例措置等(※)を盛り込んでいる。

この特例を受けるために事業者が行う申請に対して指定事業者として「指定」すること、申請の際に計画した内容を実施報告で確認し事業を「認定」することが業務内容である。

なお、制度の開始から平成 26 年 3 月 24 日現在で、309 事業者 344 件を指定、236 事業者を認定している。

※税制特例措置の内容

- (1) 設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除【復興特区法第 37 条関係】
- (2) 被災雇用者を雇用した場合の法人税額等の特別控除【復興特区法第 38 条関係】
- (3) 新規立地促進税制【復興特区法第 40 条関係】
- (4) 開発研究用資産の特別償却等【復興特区法第 39 条関係】
- (5) 地方税の減免【復興特区法第 43 条関係】

3 業務の遂行に当たって、苦勞したこと、工夫したこと

業務を進めるにあたって苦勞したことは制度内容が複雑だという点にある。制度が複雑で分かりにくいことによって「(個人を含む) 事業者にとって制度の内容を理解することが難しい」「内容を理解しにくいいため制度の活用を敬遠する。」といった課題が挙げられる。

これらの課題に対して、まずは自らがしっかり制度の内容を理解し噛み砕く必要があった。曖昧な理解の場合、中途半端な説明しかできず、混乱を招きますます複雑なものだとして敬遠されてしまう。そのため、初めて制度の話を書く人に対しても簡潔に分かりやすく説明するため、法律や条例、Q&A についても読み込み理解に努めた。理解したうえでどのような言葉で説明すればわかりやすいのかを考え、難しい言葉はなるべく使わず丁寧に対応することを心がけた。

しかし、制度を理解してもらうことが目的でなく、活用してもらうことが目的である。内容は理解しても業務が忙しいため、煩雑な手続きで時間をとられることを嫌って申請しないとなっては意味がない。

そのため国から事前に示された申請書や報告書の記載例を基に、岩手県版としてより容易で分かりやすい記載例と今後必要になってくる書類や注意点をまとめた書類を作成した。

そのほか、手戻りがないよう事前に書類内容の確認を行い極力事業者等の負担を減らすようにして、制度活用のために手間を取られ業務がより大変になるといった本末転倒な状況にならないよう努めた。

結果として、「丁寧に対応してくれて助かった」、「特例を活用してよかった」等の声ややりがいに繋がった。

4 終わりに

今回の派遣を通じて複数の異なる立場で被災地を見ることができたことが大きな経験になったと考えている。一つは被災地に派遣された東京都職員として、一つは被災自治体である岩手県職員として、一つは被災地に住んでいる一住人としてである。

それぞれの立場によって見方が異なり、それによって思う部分も全く違って来る。例えば被災自治体として復旧・復興のための計画や制度設計を進め着々と事業を行い、計画通

りまたは計画以上の進捗であったとしても、現地の住民から見ると全く進んでいないようにみえてしまう場合もある。また被災自治体と東京都の仕事の進め方や考え方の違いによって、もっとこうすればいいのと思うことやこうすれば上手くいくのかといった事例も細かい部分を含めれば多々あった。

被災地という特別な場所での業務であったが、私にとってその場所から学んだ仕事の進め方、物事の考え方や目線の違いによる見方は、これからの業務遂行において有用であるととも大きな財産となった。

被災地では震災から3年が経過しているが、現地は未だ非常時である。いつの日か復興という言葉を使わなくなり、今までどおりの日常またはこれからの新しい日常が一刻も早く訪れることを強く願いたい。



平成26年1月撮影 課内の様子（仕事風景）



平成26年1月撮影 職場のある岩手県庁舎